

千葉県報

定例
令和7年4月30日

主要目次

- 平成十四年千葉県告示第七百九十四号の一部を改正する告示
- 国土調査の成果の認証(五件)
- 兼用工作物管理協定の締結
- 監査委員告示
- 包括外部監査人の監査の事務の補助
- 内水面漁場管理委員会指示
- 千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号
- 公告
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(二件)

告示

告示

千葉県告示第三百一号

平成十四年千葉県告示第七百九十四号(漁業災害補償法に基づく第二号漁業に係る区域及び漁業の区分の設定)の一部を次のように改正する。
令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

第二号漁業の表新勝浦市加入区の項中

鵜原地区の主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合併漁業

を

鵜原地区の主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合併漁業

に改め、同表海匝加入区

西部地区のかつおまぐろ等漁業

項中

十トン未満の漁船を使用する一般底びき網漁業

を

十トン未満の漁船を使用する一般底びき網漁業
けた網を使用する一般底びき網漁業

に改める。

千葉県告示第三百二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年四月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 富津市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	成果の名称 富津市(西大和田の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 富津市西大和田の一部の区域
-------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------

千葉県告示第三百三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年四月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和五年四月一日から令和六年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(今川二丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市今川二丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第三百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年四月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和五年四月一日から令和六年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(舞浜二丁目の一部)の地籍	調査を行った地域 浦安市舞浜二丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------	----------------------------

図及び地籍簿

千葉県告示第三百五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年四月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和五年四月一日から令和六年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(舞浜三丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市舞浜三丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第三百六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和七年四月三十日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和五年四月一日から令和六年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市(美浜三丁目の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市美浜三丁目の一部の区域
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第三百七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防(管理用通路)と市道との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所において縦覧に供する。

令和七年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

河川の名称 二級河川一宮	河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防	河川管理施設の位置 茂原市高師字桑原五二一番八地先から早野字川
-----------------	-----------------------	------------------------------------

川水系阿久川
左岸堤防
中嶋三、七六七番一地先まで
茂原市早野新田字長者ヶ台五七番四地先から木崎字コウシヤツ一、九六七番一地先まで

監査委員告示第一号

管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 茂原市
住所 茂原市道表一番地
代表者の氏名 茂原市長 市原淳

管理の内容
路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持、修繕又は災害復旧

管理の期間
令和七年三月二十五日から路線を廃止する日又は堤防(管理用通路)の公用を廃止する日まで

監査委員告示

千葉県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人草薙信久は、監査の事務を次のとおり補助させる。
令和七年四月三十日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
松原創	東京都墨田区八広三丁目四番一四号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
金福実	船橋市山手二丁目七番七号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
田村奈央子	東京都品川区北品川五丁目三番一七七八号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
青木茂	東京都世田谷区粕谷二丁目八番二一三三八号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
嶋田有吾	市川市北国分二丁目二七番四号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで
渡邊浩文	市川市市川南一丁目一〇番一―一九一三号	令和七年五月一日から令和八年三月三十一日まで

豊田泰士
 徳島県徳島市幸町一丁目三
 七番地幸町シユンレジデン
 ス一〇〇三
 令和七年五月一日から令和八
 年三月三十一日まで

内水面漁場管理委員会指示

千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号
 令和七年度における第五種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等につい
 て、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、次のと
 おり指示する。
 令和七年四月三十日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 立岡 大助

指示対象者 (漁業権 者)	増殖区域 (漁業権番 号)	魚種	増殖方法	放流量等	摘要
養老川漁業 協同組合	内共第一号	こい ふな うなぎ あゆ	産卵床設置 種苗放流	三平方メート ル 八八〇キログ ラム 七〇キログラ ム 八〇、〇〇〇	(種苗放流 基準) ふな 全長 三センチ メートル 以上 うなぎ 全 長一五セ ンチメー トル以上
小櫃川漁業 協同組合	内共第二号	こい ふな うなぎ あゆ	産卵床設置 種苗放流	一平方メート ル 一、〇四〇キ ログラム 一〇五キログ ラム 七〇、〇〇〇	にじます 全長一五 センチ メートル 以上 (産卵床造 成時期) 産卵時期
		うぐい おいかわ わかさぎ	産卵床造成 卵放流	四〇〇平方 メートル 四〇〇平方 メートル 一、〇〇〇万 粒	あゆ 全長 五センチ メートル 以上 以上

協同組合	内共第六号	こい うなぎ	産卵床設置	四平方メート ル	産卵時期
栗山川漁業 協同組合	内共第六号	こい うなぎ	産卵床設置	四平方メート ル	産卵時期
南白亀川漁 業協同組合	内共第五号	こい ふな うなぎ	産卵床設置 種苗放流	一平方メート ル 四〇キログラ ム 三五キログラ ム	(産卵床設 置時期) 産卵時期
夷隅川漁業 協同組合	内共第四号	こい ふな うなぎ あゆ おいかわ うぐい	産卵床設置 種苗放流 産卵床造成	一平方メート ル 三九〇キログ ラム 一六五キログ ラム 四〇、〇〇〇 尾 五〇〇平方 メートル 五〇〇平方 メートル	
湊川漁業協 同組合	内共第三号	こい ふな あゆ おいかわ	産卵床設置 種苗放流 産卵床造成	一平方メート ル 八〇キログラ ム 四〇、〇〇〇 尾 三〇〇平方 メートル	

印旛沼漁業協同組合		我孫子手賀沼漁業協同組合		手賀沼漁業協同組合		
内共第八号		内共第七号		内共第七号		
こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	こい	ふな	うなぎ
産卵床設置	産卵床設置	産卵床設置	産卵床設置	産卵床設置	産卵床設置	産卵床設置
一、八〇〇平方メートル	二、〇〇〇平方メートル	一、〇〇〇平方メートル	一、〇〇〇平方メートル	一、〇〇〇平方メートル	一、〇〇〇平方メートル	一、〇〇〇平方メートル

小糸川漁業協同組合		中利根漁業協同組合		笹川漁業協同組合		北総漁業協同組合		佐原漁業協同組合		
内共第一三号		内共第一一号		内共第一一号		内共第一一号		内共第九号		
ふな	こい	うなぎ	ふな	こい	うなぎ	ふな	こい	うなぎ	ふな	こい
産卵床設置										
一、四〇〇平方メートル	七、七〇〇平方メートル	九、〇〇〇平方メートル	五、〇〇〇平方メートル	五、〇〇〇平方メートル	一、四〇〇平方メートル	五、〇〇〇平方メートル	三、五〇〇平方メートル	一、六〇〇平方メートル	四、四〇〇平方メートル	七、七〇〇平方メートル

